

2019年9月20日付

ホームページ掲載版

様式第二十号（第十二条の五関係）

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 30年 5月 16日

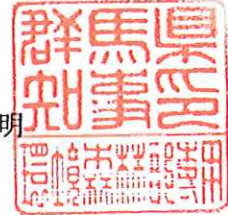
住 所 群馬県太田市新田反町町131番地

氏 名 東金属株式会社  
代表取締役 太田伸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日	平成 5年 8月 18日	許可番号	群馬県第023-0号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号で定める廃プラスチック類の破碎施設及び同条第8号の2で定めるがれき類の破碎施設  処理する産業廃棄物の種類 ①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、④がれき類（以上4種類）		
設置場所	群馬県太田市新田反町町131番、新田木崎町1811番2外38筆		
処理能力	廃プラスチック類 [112t/日]、金属くず [816t/日]、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [240t/日]、がれき類 [240t/日]		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	なし		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		